

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当について

児童手当

1.支給対象

高等学校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

2.支給額(月額/一人当たり)

3歳未満 15,000 円

3歳以上高等学校終了前 10,000 円

第3子以降は 30,000 円

3.支給月

2月、4月、6月、8月、10月、12月に前月までの2ヶ月分が支給(年6回)

児童扶養手当

1.支給対象

ひとり親家庭などで18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童および一定の障がいの状態にある20歳未満の者を扶養している方

2.支給額(月額/一人当たり)

受給者や扶養義務者の所得により変動します。

1人目 全部支給 48,050 円 一部支給の場合 48,040 円～11,340 円

2人目以降 全部支給 11,350 円 一部支給の場合 11,340 円～5,680 円

3.その他

所得制限があります。

(例) 全部支給 2人世帯 収入の目安 190 万円

一部支給 2人世帯 収入の目安 385 万円

特別児童扶養手当

1.支給対象

身体又は知的・精神に政令で定める程度以上の障がいをもつ児童(20歳未満)を養育している方。

2.手当額(月額/一人当たり)

1級 58,450 円

2級 38,930 円

3.その他

障がいの状態は、専用の診断書により審査されますので、障害者手帳等を所持していなくても、申請できます。※所得制限があります。

特別障害者手当・障害児福祉手当

1.支給対象

在宅で生活し、重度の障害のために常時介護を必要とする方

2.手当額(月額/一人当たり)

特別障害者手当(20 歳以上) 30,450 円

障害児福祉手当(20 歳未満) 16,560 円

3.その他

障がいの状態は、専用の診断書により審査されますので、障害者手帳等を所持していなくても、申請できます。所得制限があります。